

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月20日
【会社名】	メドピア株式会社
【英訳名】	MedPeer, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石見 陽
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目18番2号
【電話番号】	03-4405-4905
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 平林 利夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座六丁目18番2号
【電話番号】	03-4405-4905
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 平林 利夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	<p>(第13回新株予約権)</p> <p>その他の者に対する割当 18,990,600円</p> <p>(新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額)</p> <p>726,543,600円</p> <p>(第14回新株予約権)</p> <p>その他の者に対する割当 6,373,300円</p> <p>(新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額)</p> <p>737,917,300円</p> <p>(第15回新株予約権)</p> <p>その他の者に対する割当 1,573,890円</p> <p>(新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額)</p> <p>701,612,790円</p> <p>(注) 第13回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については行使価額が調整された場合、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。</p> <p>新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得し、消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月13日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集の条件及び新株予約権の内容等の一部が2019年2月20日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券（第13回新株予約権証券）

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 2 新規発行新株予約権証券（第14回新株予約権証券）

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 3 新規発行新株予約権証券（第15回新株予約権証券）

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 4 新規発行による手取金の使途

- (1) 新規発行による手取金の額
- (2) 手取金の使途

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

- (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

&lt;訂正前&gt;

発行数	3,063個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	10,873,650円(本新株予約権の発行価格を3,550円とした場合の見込額であり、発行価格に3,063を乗じた金額とする。)
発行価格	新株予約権1個当たり3,550円(本新株予約権の目的である株式1株当たり35.50円)とするが、本新株予約権にかかる最終的な条件を決定する2019年2月20日から2019年2月22日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載の方法で算定された結果が金3,550円を上回る場合には、条件決定日におけるかかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年3月8日から2019年3月11日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	メドピア株式会社 経営管理部 東京都中央区銀座六丁目18番2号
払込期日	2019年3月8日から2019年3月11日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
割当日	2019年3月8日から2019年3月11日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 1 第13回新株予約権(以下、「1 新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権証券)」において、「本新株予約権」といいます。なお、「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」以降の記載においては、本新株予約権並びに本新株予約権と同日に発行される第14回新株予約権及び第15回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)については、2019年2月13日付の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

発行数	3,063個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	18,990,600円
発行価格	新株予約権1個当たり6,200円(本新株予約権の目的である株式1株当たり62.00円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年3月8日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	メドピア株式会社 経営管理部 東京都中央区銀座六丁目18番2号
払込期日	2019年3月8日
割当日	2019年3月8日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注)1 第13回新株予約権(以下、「1 新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権証券)」において、「本新株予約権」といいます。なお、「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」以降の記載においては、本新株予約権並びに本新株予約権と同日に発行される第14回新株予約権及び第15回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)については、2019年2月13日及び2019年2月20日(以下「条件決定日」といいます。)付の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

## (2)【新株予約権の内容等】

&lt;訂正前&gt;

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、<u>1,959円</u>とする。但し、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「条件決定基準株価」という。)の105%が1,959円を上回る場合には、行使価額は条件決定基準株価の105%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。</p>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>610,915,350円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
---------------------------------	---

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、<u>2,310円</u>とする。</p>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>726,543,600円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
---------------------------------	---

(後略)

## 2【新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

&lt;訂正前&gt;

発行数	2,771個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,577,030円(本新株予約権の発行価格を930円とした場合の見込額であり、発行価格に2,771を乗じた金額とする。)
発行価格	新株予約権1個当たり930円(本新株予約権の目的である株式1株当たり9.30円)とするが、本新株予約権にかかる最終的な条件を決定する2019年2月20日から2019年2月22日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載の方法で算定された結果が金930円を上回る場合には、条件決定日におけるかかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年3月8日から2019年3月11日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	メドピア株式会社 経営管理部 東京都中央区銀座六丁目18番2号
払込期日	2019年3月8日から2019年3月11日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
割当日	2019年3月8日から2019年3月11日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注)1 第14回新株予約権(以下、「2 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において、「本新株予約権」といいます。なお、「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」以降の記載においては、本新株予約権並びに本新株予約権と同日に発行される第13回新株予約権及び第15回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)については、2019年2月13日付の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

発行数	2,771個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	6,373,300円
発行価格	新株予約権1個当たり2,300円(本新株予約権の目的である株式1株当たり23.00円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年3月8日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	メドピア株式会社 経営管理部 東京都中央区銀座六丁目18番2号
払込期日	2019年3月8日
割当日	2019年3月8日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注)1 第14回新株予約権(以下、「2 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において、「本新株予約権」といいます。なお、「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」以降の記載においては、本新株予約権並びに本新株予約権と同日に発行される第13回新株予約権及び第15回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)については、2019年2月13日及び2019年2月20日(以下「条件決定日」といいます。)付の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

## (2)【新株予約権の内容等】

&lt;訂正前&gt;

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、<u>2,527円</u>とする。但し、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「条件決定基準株価」という。)の120%が2,527円を上回る場合には、行使価額は条件決定基準株価の120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。</p>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p><u>702,808,730円</u></p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
---------------------------------	--

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、<u>2,640円</u>とする。</p>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p><u>737,917,300円</u></p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
---------------------------------	--

(後略)



## 3【新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

&lt;訂正前&gt;

発行数	2,281個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	273,720円(本新株予約権の発行価格を120円とした場合の見込額であり、発行価格に2,281を乗じた金額とする。)
発行価格	新株予約権1個当たり120円(本新株予約権の目的である株式1株当たり1.20円)とするが、本新株予約権にかかる最終的な条件を決定する2019年2月20日から2019年2月22日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載の方法で算定された結果が金120円を上回る場合には、条件決定日におけるかかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年3月8日から2019年3月11日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	メドピア株式会社 経営管理部 東京都中央区銀座六丁目18番2号
払込期日	2019年3月8日から2019年3月11日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
割当日	2019年3月8日から2019年3月11日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日(16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注)1 第15回新株予約権(以下、「3 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)」において、「本新株予約権」といいます。なお、「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」以降の記載においては、本新株予約権並びに本新株予約権と同日に発行される第13回新株予約権及び第14回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)については、2019年2月13日付の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

発行数	2,281個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	1,573,890円
発行価格	新株予約権1個当たり690円（本新株予約権の目的である株式1株当たり6.90円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年3月8日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	メドピア株式会社 経営管理部 東京都中央区銀座六丁目18番2号
払込期日	2019年3月8日
割当日	2019年3月8日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 東京都渋谷区宇田川町23番3号

（注）1 第15回新株予約権（以下、「3 新規発行新株予約権証券（第15回新株予約権証券）」において、「本新株予約権」といいます。なお、「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」以降の記載においては、本新株予約権並びに本新株予約権と同日に発行される第13回新株予約権及び第14回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）については、2019年2月13日及び2019年2月20日（以下「条件決定日」といいます。）付の当社取締役会において発行を決議しております。

（後略）

## (2)【新株予約権の内容等】

&lt;訂正前&gt;

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、3,069円とする。但し、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「条件決定基準株価」という。)の135%が3,069円を上回る場合には、行使価額は条件決定基準株価の135%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。</p>
----------------	---

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>700,312,620円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
---------------------------------	---

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、3,069円とする。</p>
----------------	---

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>701,612,790円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
---------------------------------	---

(後略)

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

&lt;訂正前&gt;

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,014,036,700	6,500,000	2,007,536,700

(注)1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額を3,550円(第13回新株予約権)、930円(第14回新株予約権)及び120円(第15回新株予約権)、本新株予約権の行使価額を1,959円(第13回新株予約権)、2,527円(第14回新株予約権)及び3,069円(第15回新株予約権)と仮定し、本新株予約権の発行価額の総額(第13回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の合計13,724,400円)に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(第13回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の合計2,000,312,300円)を合算した金額であります。但し、本新株予約権の最終的な発行価額及び行使価額は条件決定日に決定されます。

	発行価額の総額(円)	行使に際して払込むべき金額(円)
第13回新株予約権	10,873,650	600,041,700
第14回新株予約権	2,577,030	700,231,700
第15回新株予約権	273,720	700,038,900
合計	13,724,400	2,000,312,300

(後略)

&lt;訂正後&gt;

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,166,073,690	6,500,000	2,159,573,690

(注)1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(第13回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の合計26,937,790円)に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(第13回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の合計2,139,135,900円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額(円)	行使に際して払込むべき金額(円)
第13回新株予約権	18,990,600	707,553,000
第14回新株予約権	6,373,300	731,544,000
第15回新株予約権	1,573,890	700,038,900
合計	26,937,790	2,139,135,900

(後略)

## (2)【手取金の使途】

&lt;訂正前&gt;

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
既存事業(ドクタープラットフォーム事業、ヘルスケアソリューション事業)及び新規事業領域(データ資産の利活用、パートナーシップによる事業創造等)におけるM&A及び資本・業務提携に係る費用	2,007,536,700	2019年3月~2021年3月

本新株予約権による資金調達予定額約20億円については、2021年3月までに、全額を今後の成長戦略の実現に資するM&A及び資本・業務提携に係る費用に充当する予定です。当社グループは上場以来、医師会員基盤を基軸に、既存事業とのシナジーを重視したサービス拡充やM&A及び資本・業務提携等を行い、事業規模や多角化の面で変化を遂げてまいりました。特に、2016年7月に行われた株式会社Mediplatの完全子会社化、2016年10月に行われた株式会社フィッツプラスの子会社化、2018年4月に行われたスギホールディングス株式会社との業務資本提携により、創業来事業であるドクタープラットフォーム事業に、新しくヘルスケアソリューション事業が加わり、また、当該ヘルスケアソリューション事業は、2018年9月期第4四半期(3か月)に7百万円、2019年9月期第1四半期(3か月)に20百万円のセグメント利益を計上するなど、順調に弊社事業へ貢献しています。そして、医療・介護・製薬等の当社グループが事業を営む業界においては、今後も

製薬企業によるeマーケティングへの取り組みの強化や、高齢化に伴う医療・介護費増加への打ち手としての予防医療市場の拡大などが予想されます。

このような環境下において、当社グループは今後の成長戦略として、ドクタープラットフォームにおける会員基盤の更なる拡大と医師同士の“集合知”共有の活性化や製薬企業向けの新事業による事業収益機会の拡大を通じた「新生MedPeer」(\*1)による安定成長の実現の推進に加えて、ヘルスケアソリューション事業においては「first call」(\*2)と「DietPlus」(\*3)を基盤とした予防医療領域の拡大を行い、事業上の「第二の柱」の確立、さらに今後の新規事業領域としてデータ資産の利活用やパートナーシップによる事業創造を予定しており、当該成長戦略を実現するための施策として上記の支出予定時期における複数社とのM&A及び資本・業務提携を模索していく考えです。現在、具体的に進行している案件はありませんが、これまでのM&A及び資本・業務提携案件における当社の経験から、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるか否かが、迅速に案件を完了できるか否かに影響し、その結果、入札形式による案件における落札可能性、また、独占的交渉権が付与される場合の交渉力に影響すると当社は考えております。そこで、潜在的なM&A及び資本・業務提携の機会を逸しないためにも予め当該資金を確保しておくことが必要と考えております。

- \*1 「新生MedPeer」とは、既存のドクタープラットフォームである「MedPeer」について、会員基盤の更なる拡大及び製薬企業向けの新事業による事業収益機会の拡大を両輪として「MedPeer」を戦略的に推進していくことをいいます。
- \*2 「first call」は、チャットやテレビ電話により、医師に自身や家族の医療相談を行うことができる医療相談プラットフォームサービスであり、一般消費者向けサービスの他、健康保険組合や企業向けにも同サービスを提供しております。
- \*3 「DietPlus」は、管理栄養士による食事トレーニングサービスであり、特定保健指導関連サービス(健康保険組合の依頼を受けて管理栄養士が対面またはオンラインで実施する生活指導)と一般消費者向けサービスを提供しております。

なお、当社が過去に実施又は検討したM&A及び資本・業務提携案件の金額や件数を踏まえると、上記支出予定時期にわたって当社が想定する複数社とのM&A及び資本・業務提携案件を実施するためには、少なくとも約20億円が必要と判断いたしました。本新株予約権は、異なる行使価額を有する3回号から構成されており、当社としては、行使期間中における株価の上昇局面において、当該資金の段階的な調達を図る方針です。但し、M&A及び資本・業務提携案件の規模が現時点における当社の想定を上回った場合、又は本新株予約権の行使による資金調達を上回るペースでM&A及び資本・業務提携案件の機会が発生した場合には、本件第三者割当による調達資金に加えて、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。

(注)1. 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1)新規発行による手取金の額」に記載の通り2,007,536,700円です。但し、本新株予約権の行使は割当予定先の判断によるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額、用途及び支出予定時期については、本新株予約権の行使による資金調達がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、資金用途及びその内訳又は支出予定時期が変更された場合は、適切に開示いたします。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
既存事業（ドクタープラットフォーム事業、ヘルスケアソリューション事業）及び新規事業領域（データ資産の利活用、パートナーシップによる事業創造等）におけるM&A及び資本・業務提携に係る費用	2,159,573,690	2019年3月～2021年3月

本新株予約権による資金調達予定額約21億円については、2021年3月までに、全額を今後の成長戦略の実現に資するM&A及び資本・業務提携に係る費用に充当する予定です。当社グループは上場以来、医師会員基盤を基軸に、既存事業とのシナジーを重視したサービス拡充やM&A及び資本・業務提携等を行い、事業規模や多角化の面で変化を遂げてまいりました。特に、2016年7月に行われた株式会社Mediplatの完全子会社化、2016年10月に行われた株式会社フィッツプラスの子会社化、2018年4月に行われたスギホールディングス株式会社との業務資本提携により、創業来事業であるドクタープラットフォーム事業に、新しくヘルスケアソリューション事業が加わり、また、当該ヘルスケアソリューション事業は、2018年9月期第4四半期（3か月）に7百万円、2019年9月期第1四半期（3か月）に20百万円のセグメント利益を計上するなど、順調に弊社事業へ貢献しています。そして、医療・介護・製薬等の当社グループが事業を営む業界においては、今後も製薬企業によるeマーケティングへの取り組みの強化や、高齢化に伴う医療・介護費増加への打ち手としての予防医療市場の拡大などが予想されます。

このような環境下において、当社グループは今後の成長戦略として、ドクタープラットフォームにおける会員基盤の更なる拡大と医師同士の“集合知”共有の活性化や製薬企業向けの新事業による事業収益機会の拡大を通じた「新生MedPeer」（\*1）による安定成長の実現の推進に加えて、ヘルスケアソリューション事業においては「first call」（\*2）と「DietPlus」（\*3）を基盤とした予防医療領域の拡大を行い、事業上の「第二の柱」の確立、さらに今後の新規事業領域としてデータ資産の利活用やパートナーシップによる事業創造を予定しており、当該成長戦略を実現するための施策として上記の支出予定時期における複数社とのM&A及び資本・業務提携を模索していく考えです。現在、具体的に進行している案件はありませんが、これまでのM&A及び資本・業務提携案件における当社の経験から、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるか否かが、迅速に案件を完了できるか否かに影響し、その結果、入札形式による案件における落札可能性、また、独占的交渉権が付与される場合の交渉力に影響すると当社は考えております。そこで、潜在的なM&A及び資本・業務提携の機会を逸しないためにも予め当該資金を確保しておくことが必要と考えております。

- \*1 「新生MedPeer」とは、既存のドクタープラットフォームである「MedPeer」について、会員基盤の更なる拡大及び製薬企業向けの新事業による事業収益機会の拡大を両輪として「MedPeer」を戦略的に推進していくことをいいます。
- \*2 「first call」は、チャットやテレビ電話により、医師に自身や家族の医療相談を行うことができる医療相談プラットフォームサービスであり、一般消費者向けサービスの他、健康保険組合や企業向けにも同サービスを提供しております。
- \*3 「DietPlus」は、管理栄養士による食事トレーニングサービスであり、特定保健指導関連サービス（健康保険組合の依頼を受けて管理栄養士が対面またはオンラインで実施する生活指導）と一般消費者向けサービスを提供しております。

なお、当社が過去に実施又は検討したM&A及び資本・業務提携案件の金額や件数を踏まえると、上記支出予定時期にわたって当社が想定する複数社とのM&A及び資本・業務提携案件を実施するためには、少なくとも約21億円が必要と判断いたしました。本新株予約権は、異なる行使価額を有する3回号から構成されており、当社としては、行使期間中における株価の上昇局面において、当該資金の段階的な調達を図る方針です。但し、M&A及び資本・業務提携案件の規模が現時点における当社の想定を上回った場合、又は本新株予約権の行使による資金調達を上回るペースでM&A及び資本・業務提携案件の機会が発生した場合には、本件第三者割当による調達資金に加えて、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 新規発行による手取金の額」に記載の通り2,159,573,690円です。但し、本新株予約権の行使は割り予定先の判断によるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額、使途及び支出予定時期については、本新株予約権の行使による資金調達がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、資金使途及びその内訳又は支出予定時期が変更された場合は、適切に開示いたします。

(後略)

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

<訂正前>

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した2019年2月13日（以下「発行決議日」という。）における本新株予約権の価値評価及び条件決定日における本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼しました。ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、発行決議日時点の本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価に当たっては、主に 当社の取得条項（コール・オプション）については株価が第13回新株予約権の権利行使価格よりも200%上昇している場合には取得条項を発動すること、当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が行使価額を上回っている場合において、第13回新株予約権から権利行使がされること等を想定しております。当社は、発行決議日における当該評価を参考にして、発行決議日時点の本新株予約権 1個当たりの払込金額を当該評価と同額となる金3,550円（第13回新株予約権）、金930円（第14回新株予約権）及び金120円（第15回新株予約権）としました。当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。但し、当社は、本新株予約権の発行決議と同日に2019年9月期第1四半期決算短信を公表しており、本決算発表に対する市場の評価は当社の株価に影響を与える可能性があることから、条件決定日における価値評価書で示される算定結果が、3,550円（第13回新株予約権）、930円（第14回新株予約権）及び120円（第15回新株予約権）を上回る場合には、条件決定日におけるかかる算定結果に基づき、本新株予約権の発行価額を決定する予定です。なお、本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが、当社監査役3名全員（うち3名が社外監査役）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

（中略）

また、本新株予約権の行使価額は、今後の当社の成長性に鑑み、株価の上昇局面において、効率的かつ有利な資金調達を実現するために、発行決議基準株価（発行決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値）を、第13回新株予約権は24.5%、第14回新株予約権は60.5%、第15回新株予約権は95.0%、それぞれ上回る額である1,959円（第13回新株予約権）、2,527円（第14回新株予約権）及び3,069円（第15回新株予約権）又は条件決定基準株価を、第13回新株予約権は5.0%、第14回新株予約権は20.0%及び第15回新株予約権は35.0%、それぞれ上回る額に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額の高い方の金額としました。当社の時価総額に換算した場合の本新株予約権の行使価額については、回号順に権利行使が進むことを想定し、かつ、2019年2月12日時点の当社普通株式の自己株式控除後発行済株式数を基準に換算した場合、180億円（第13回新株予約権）、240億円（第14回新株予約権）、300億円（第15回新株予約権）にそれぞれ相当します。当社は、かかる時価総額の向上を当社が2020年を目標年度として掲げる時価総額500億円超を達成するための「通過点」と位置付けており、本新株予約権は、当該目標の達成を早期化するための資金を段階的に調達するために重要な施策と考えております。当社は、本新株予約権の行使価額については、上記のような時価総額の目標値のみならず、当社の成長性や現状の株価収益率等の視点からも検討し、また割当予定先とも協議した上決定しているため、適正かつ妥当であると判断いたしました。



## &lt;訂正後&gt;

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した2019年2月13日（以下「発行決議日」という。）における本新株予約権の価値評価及び条件決定日における本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼しました。ブルータス・コンサルティングは、両時点の本新株予約権の価値について、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、価値評価を実施しております。価値評価に当たっては、主に 当社の取得条項（コール・オプション）については株価が第13回新株予約権の権利行使価格よりも200%上昇している場合には取得条項を発動すること、 当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が行使価額を上回っている場合において、第13回新株予約権から権利行使がされること等を想定しております。当社は、発行決議日における当該評価と条件決定日における当該評価を比較し、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を、金6,200円（第13回新株予約権）、金2,300円（第14回新株予約権）及び金690円（第15回新株予約権）と決定しました。当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者価値評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。なお、当社監査役3名全員（うち3名が社外監査役）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

（中略）

また、本新株予約権の行使価額は、今後の当社の成長性に鑑み、株価の上昇局面において、効率的かつ有利な資金調達を実現するために、発行決議基準株価（発行決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値）を、第13回新株予約権は24.5%、第14回新株予約権は60.5%、第15回新株予約権は95.0%、それぞれ上回る額である1,959円（第13回新株予約権）、2,527円（第14回新株予約権）及び3,069円（第15回新株予約権）又は条件決定基準株価を、第13回新株予約権は5.0%、第14回新株予約権は20.0%及び第15回新株予約権は35.0%、それぞれ上回る額に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額の高い方の金額としました。当社の時価総額に換算した場合の本新株予約権の行使価額については、回号順に権利行使が進むことを想定し、かつ、2019年2月20日時点の当社普通株式の自己株式控除後発行済株式数を基準に換算した場合、212億円（第13回新株予約権）、251億円（第14回新株予約権）、300億円（第15回新株予約権）にそれぞれ相当します。当社は、かかる時価総額の向上を当社が2020年を目標年度として掲げる時価総額500億円超を達成するための「通過点」と位置付けており、本新株予約権は、当該目標の達成を早期化するための資金を段階的に調達するために重要な施策と考えております。当社は、本新株予約権の行使価額については、上記のような時価総額の目標値のみならず、当社の成長性や現状の株価収益率等の視点からも検討し、また割当予定先とも協議した上決定しているため、適正かつ妥当であると判断いたしました。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

< 訂正前 >

（前略）

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年2月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年12月19日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年2月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年2月13日に関東財務局長に提出

#### 5【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を2019年1月30日に関東財務局長に提出

< 訂正後 >

（前略）

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年2月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年12月19日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年2月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年2月13日に関東財務局長に提出

#### 5【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を2019年1月30日に関東財務局長に提出

#### 6【訂正報告書】

訂正報告書（上記4 臨時報告書の訂正報告書）を2019年2月20日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

< 訂正前 >

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2019年2月13日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2019年2月13日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

< 訂正後 >

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年2月20日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年2月20日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。